

『中野区公衆浴場設備資金融資』のご案内

融資の条件

資金の種類	資金使途	貸付限度額	償還期間	本人負担率	利子補給率
公衆浴場設備資金	設備	5,000万円	15年以内 (据置1年含む)	0.4%以内	1.5%

※ 対象資金に対する補助金が見込まれる場合、補助金額を差し引いた額があっ旋の対象になります。

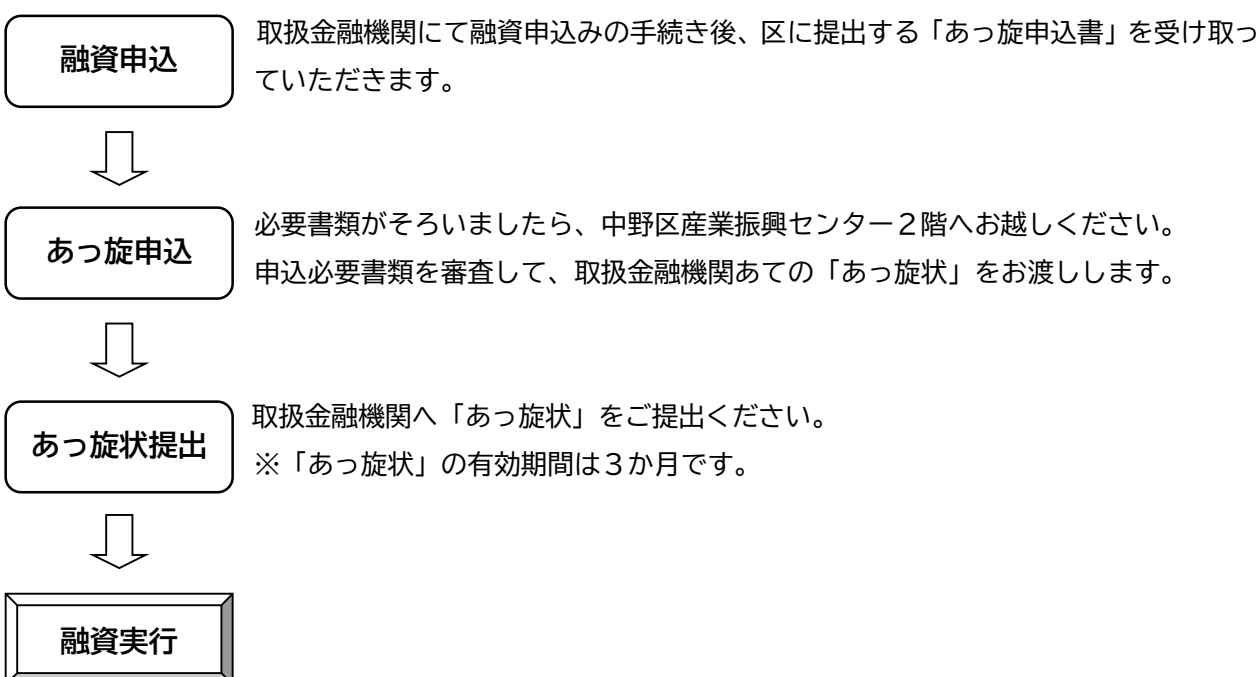
ご利用条件

- ① 公衆浴場の設備の改善を行う浴場経営者であること。
- ② 区内で引き続き1年以上経営していること。
- ③ 法人にあっては法人住民税を、個人にあっては特別区民税及び都民税を滞納していないこと。
(地方税法第15条の規定に基づき徴税を猶予されている者を除く。)
- ④ 融資を受ける資金の使途が適正で、かつ、資金及びその資金に係る利子について十分な償還能力があること。

対象経費

- ① 給湯設備(煙突を含む。)の改善に要する経費。
- ② 浴室内及び脱衣所内の主要な設備の改善に要する経費。
- ③ レジオネラ症防止対策設備の設置または改善に要する経費
- ④ その他区長が必要と認める公衆浴場の設備の改善に要する経費

申込みの手続き方法



申込みに必要な書類

- (1) 中野区公衆浴場設備資金融資あっ旋申込書
- (2) 法人の場合 … 直近の法人都民税納税証明書
(事業年度終了日から3か月以上経過した最新年度分)
個人の場合 … 特別区民税及び都民税納税証明書(区内在住の場合)
特別区民税及び都民税(事務所・事業所分)納税証明書(区外在住の場合)
※非課税の方は非課税証明書
- (3) 法人の場合 … 直近の法人税確定申告書(別表1のみ)・決算書(決算報告書)のみの写し
個人の場合 … 直近の所得税確定申告書(第1表のみ)・青色申告決算書(損益計算書・貸借対照表のみ)または収支内訳書(1枚目のみ)の写し
※上記いずれも税務署の受付印のあるもの(電子申告の場合は「受信通知」を添付)
※個人番号部分にマスキング処理(黒く塗りつぶす等)を施した状態で提出してください。
- (4) 見積書のコピー(発行者及び設置先(区内に限る。)がわかるもの)
- (5) 公衆浴場営業許可書の写し

【問合せ先】

中野区産業振興センター2階 融資受付窓口

〒164-0001

中野区中野2-13-14

電話：03-3380-6947